解散公告

当社は、平成二十二年十一月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十二年十二月八日

広島市東区中山東一丁目三番三〇号

有限会社中山調剤薬局

清算人　内藤　敏子

解散公告

当社は、平成二十二年十一月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出ください。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十二年十二月八日

徳島県海部郡美波町日和佐浦一九〇番地

有限会社兼子商店

清算人　兼子　文男

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十二年十二月八日

沖縄県糸満市西崎町四丁目一〇番地二

（旧商号株式会社赤マルソウ）

新商号株式会社ＡＭＳ

代表清算人　具志堅　茂

解散公告（第一回）

当法人は、平成二十二年十一月十二日責任役員会の決議により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十二年十二月八日

静岡県浜松市天竜区春野町豊岡二一三〇番地

宗教法人戒光院

清算人　渥美　義久

解散公告（第二回）

当法人は、教会総会の決議及び東京都知事の認可により平成二十二年十一月二日解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十二年十二月七日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十二年十二月八日

東京都江東区南砂三丁目一〇番八号

宗教法人日本基督教団其枝教会

清算人　倉橋　康夫

解散公告（第二回）

当法人は、平成二十二年十一月一日存続期間満了により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十二年十一月二十四日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十二年十二月八日

京都府綾部市七百石町大釜田一四番地の一

財団法人七百石公栄会

代表清算人　堀川　正道

解散公告（第二回）

当法人は、平成二十二年十月二十日開催の理事会の決議により平成二十二年十一月三十日をもって解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載（平成二十二年十二月一日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十二年十二月八日

島根県松江市北堀町二七八番地

財団法人松江博物館

代表清算人　田部　真孝

解散公告（第二回）

当法人は、平成二十二年九月十六日開催の総会の決議により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十二年十二月二日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十二年十二月八日

宮崎県宮崎市大字恒久字今井手八七八番地

社団法人宮崎県警友会

清算人　川路敬次郎

解散公告（第三回）

当法人は、平成二十二年九月十五日開催の社員総会の決議により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十二年十二月六日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十二年十二月八日

山形県新庄市沖の町五番一一号

特定非営利活動法人青少年海援隊

代表清算人　黒田　紀昭

解散公告（第三回）

当法人は、存続期間満了により平成二十二年十一月三十日をもって解散したので、当該法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十二年十二月六日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十二年十二月八日

群馬県沼田市高橋場町二一五九番地二

財団法人高橋場町会館

清算人代表　宮下　桂一

解散公告（第三回）

当社は、平成七年九月二十五日開催の株主総会の決議により解散したので、当社に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十二年十二月六日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十二年十二月八日

東京都北区豊島四丁目一三番一号

豊島自動車サービス株式会社

清算人　神尾　英一

解散公告（第三回）

当法人は、平成二十二年十月二十七日当法人規則第四十二条の規定に基づき解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十二年十二月六日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十二年十二月八日

長野県下伊那郡下條村大字睦沢九七二五番地

出雲大社伊那教会

清算人　宮嶋　弥生

解散公告（第三回）

当法人は、平成二十二年十一月四日開催の社員総会の決議により、同月十五日をもって解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十二年十二月六日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十二年十二月八日

名古屋市中区栄四丁目三番二六号

社団法人東海建築材料協会

清算人　渡辺　豊

解散公告（第三回）

当財団は、平成二十二年七月十八日開催の臨時理事会の決議により解散したので、当財団に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十二年十二月二日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十二年十二月八日

北九州市八幡西区永犬丸南町三丁目一番二―三〇六号

財団法人伊藤家育英会

代表清算人　伊藤　傳一

同　鈴木　清士

同　伊藤　傳治

第五期決算公告

平成二十二年七月三十一日現在

貸借対照表の要旨

単位・千円

資産の部

流動資産	四五、八五一
固定資産	八一、二五七
有形固定資産	六三
投資その他の資産	八一、一九四
資産合計	一二七、一〇八

負債及び純資産の部

流動負債	五、七五〇
負債合計	五、七五〇
株主資本	一二一、三五八
資本金	二七五、五〇〇
資本剰余金	一〇五、五〇〇
資本準備金	一〇五、五〇〇
利益剰余金	△二五九、六四二
その他利益剰余金	△二五九、六四二
（うち当期純損失）	（一二一、七八四）
純資産合計	一二一、三五八
負債及び純資産合計	一二七、一〇八

平成二十二年十二月八日

東京都千代田区内幸町一―一―一　帝国ホテルタワー一五階　株式会社Ｃｏｒｐ８

代表取締役　藤本　賢一